

令和3年9月24日
内閣官房

特別職国家公務員の再就職状況の公表について

特別職国家公務員の再就職状況については、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定。）等に基づき、毎年1回公表することとされている。

内閣官房を退職し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に再就職した特別職国家公務員の再就職状況は、別紙のとおりである。

（参考）

一般職国家公務員の再就職状況については、国家公務員法第106条の25第2項の規定に基づき、本日、内閣人事局において別途公表している。

【連絡先】

内閣官房内閣総務官室 伊東、伊藤

電話 03-5253-2111（内 85127、85115）

提出様式1-1

特別職国家公務員の再就職状況の公表について(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

令和3年9月24日
内閣官房

当(府)省課長・企画官相当職以上で退職し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に再就職した特別職職員の再就職の状況は次

整理番号	氏名	退職時年齢	退職時官職	退職日	再就職先の名称及び業務内容	再就職先での役職	再就職日
1	今井 尚哉	62	内閣総理大臣補佐官 兼内閣総理大臣秘書官	R2. 9. 16	三菱重工業株式会社(輸送用機械 器具製造業)	顧問	R2. 10. 1
2	古谷 一之	65	内閣官房副長官補	R2. 6. 26	公正取引委員会	公正取引委員会 委員長	R2. 9. 16
3	林 肇	62	内閣官房副長官補	R2. 12. 2	外務省	英国駐劄特命全 権大使	R2. 12. 7
4	長谷川榮一	68	内閣総理大臣補佐官 兼内閣広報官	R2. 9. 16	ブラックストーン・グループ・ ジャパン株式会社(サービス業) 株式会社ボストン・コンサルティ ング・グループ(サービス業)	エグゼクティ ブ・アドバイ ザー シニア・アドバ イザー	R3. 1. 1

注1) 「退職時官職」欄のカッコ書き官職については、過去に就いていた最高位の官職です。

注2) 退職日から2年を経過した後に再就職した場合は、含みません。

○公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

Ⅱ 新たな公務員制度の概要

3 適正な再就職ルールの確立

（4）再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年 1 回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後 2 年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年 1 回公表することとする。

○再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ（平成 27 年 10 月 1 日最終改正）

一般職国家公務員の再就職状況については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 25 第 2 項の規定に基づき、自衛隊員の再就職状況については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 65 条の 11 第 6 項の規定に基づき、公表する。

特別職国家公務員（自衛隊員を除く。）については、「中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）」及び「公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

本申合せは、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

1 公表内容

各府省は、所属の対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日を公表する。

2 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局等の本府省課長・企画官相当職以上の者とする。

3 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度 1 回、過去 1 年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房はこれを総括して公表する。